

## 【病院部会・市町部会資料】

## 県立中部病院の一般病床増床計画に対する対応

## 1 趣旨

県立中部病院の結核病床 20 床のうち 18 床を一般病床に転換し、増床する計画について、新たに整備される病床機能と将来の当該圏域の病床機能ごとの必要量との関係と妥当性について検証し、圏域としての見解を取りまとめるもの。

## 2 一般病床増床計画に係る論点

## (1) 「基準病床数」制度に係る岩手中部医療圏域の病床数の状況（医療法第 30 条の 4）

## ① 制度の概要

- ・「基準病床数」とは、医療計画において、二次医療圏ごとに一定水準以上の医療を確保することを目的として基準となる病床数を県で定めているもの。
- ・「既存病床数」注が「基準病床数」を下回る圏域においては、開設・病床転換を許可することができる。

注) 既存病床数とは、病院、診療所の許可病床数から児童福祉法に規定する医療型障害児入所施設である病院の病床や集中強化治療室の病床を除くなど医療法施行規則第 30 条の 33 規定による補正を行った数

## ② 当圏域の状況（一般病床及び療養病床）

ア 基準病床数 1,698 床

イ 既存病床数 1,445 床（令和 6 年 9 月 30 日現在）

## ③ 県立中部病院の一般病床へ転換、増床数について

表 1 県立中部病院の病床区分別病床数及び病床機能別病床数

|                 | 一般病床  |     |     | 結核<br>病床 | 計   |     |
|-----------------|-------|-----|-----|----------|-----|-----|
|                 | 高度急性期 | 急性期 | 慢性期 |          |     |     |
| 令和 7 年度         | 50    | 364 | 0   | 414      | 20  | 434 |
| 令和 8 年度<br>(計画) | 50    | 358 | 24  | 432      | 2   | 434 |
| 増減              | 0     | ▲6  | 24  | 18       | ▲18 | 0   |

## (2) 地域医療構想における病床機能別病床数（平成 28 年 3 月策定）

## ① 当圏域の病床機能別の病床数の状況

当圏域では、地域医療構想における地域の医療ニーズに基づいて推計した令和 7 年必要病床数 1,376 床に対し、令和 6 年度病床機能報告数は 1,606 床と 230 床過剰となっている。

なお、急性期病床は令和 7 年必要病床数 438 床に対し、令和 6 年度病床機能報告数は 800 床と 362 床の過剰、慢性期病床数は令和 7 年必要病床数 248 床に対し、令和 6 年度病床機能報告数は 165 床と 83 床不足となっている。

表 2 岩手中部圏域の病床機能別病床数

|            | 平成 26 年<br>病床数<br>【医療構想策定時点】 | 令和 6 年度<br>病床機能報告<br>の数 (A) | 令和 7 年<br>必要病床数<br>(B) | 必要病床数との<br>差分<br>(A) - (B) |
|------------|------------------------------|-----------------------------|------------------------|----------------------------|
| 高度急性期      | 270                          | 50                          | 135                    | ▲85                        |
| <b>急性期</b> | <b>861</b>                   | <b>800</b>                  | <b>438</b>             | <b>362</b>                 |
| 回復期        | 188                          | 536                         | 555                    | ▲19                        |
| <b>慢性期</b> | <b>352</b>                   | <b>165</b>                  | <b>248</b>             | <b>▲83</b>                 |
| 休棟中        | (無回答) 29                     | 55                          |                        | 55                         |
| <b>計</b>   | <b>1,700</b>                 | <b>1,606</b>                | <b>1,376</b>           | <b>230</b>                 |

### 3 事務局の見解

当圏域は、県で定める「基準病床数」に対し「既存病床数」が253床下回っており、制度上、一般病床の増床は可能である。

また、県立中部病院の一般病床が18床増えるものの、病床機能としては当圏域において過剰である急性期病床が6床減床、不足している慢性期病床が24床増床となることから、地域医療構想の推進に資するものと認められる。

### 4 今後の対応

本会議において合意が得られた場合、県立中部病院は運用開始前に保健所へ病院開設許可事項変更許可申請の手続きを行う。